

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第2項及び第4項の規定に基づき行った定期監査について、青森県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例第7条及び第8条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年1月26日

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員



第1 準拠基準

青森県後期高齢者医療広域連合監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第292条において準用する同法第199条第2項及び第4項）

第3 監査の対象

行政事務及び財務事務に関する執行状況

（令和2年度、令和3年4月1日から令和3年11月30日まで）

第4 監査の着眼点

- 1 業務執行の体制は適正か。
- 2 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 3 調定、徴収及び現金取扱事務は適正か。

第5 監査の主な実施内容

財務に関する事務が適正に執行されているか、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、所管の長及び関係職員の説明を聴き監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

実施場所 青森県共同ビル2階 会議室

日 程 令和4年1月20日（木）

第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。